

官報

号外

昭和三十年五月三十一日

○第二十三回 参議院會議録第十八号

昭和三十年五月三十一日(火曜日)午前
十時三十六分開議

議事日程 第十八号

昭和三十年五月三十一日

午前十時開議

第一 昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第二 昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 龜田 得治君

農林水産委員 河合 義一君

予算委員 久保 等君

決算委員 吉田 法晴君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

社会労働委員 河合 義一君
農林水産委員 龜田 得治君
予算委員 吉田 法晴君
決算委員 久保 等君

同日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 森下 政一君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(岡良一君外十一名提出)

社会労働委員会に付託
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(補助金等の整理等に関する特別委員長提出)

大蔵委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九一号)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

文部省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

出入国管理令の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

公立小学校不正常規業解消促進臨時措置法案

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案

文教委員会に付託

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国防會議の構成等に関する法律案
健康保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

計量法等の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

計量法等の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(河井彌八郎) これより本日の會議を開きます。

日程第一、昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

以上、両案を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。

「審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載」

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本案においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年五月二十八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

昭和三十年五月三十一日 参議院會議録第十八号

昭和二十八年年度、昭和二十九年
度及び昭和三十年年度における国
債整理基金に充てるべき資金の
繰入の特例に関する法律の一部
を改正する法律

一九六

昭和二十八年年度、昭和二十九年
度及び昭和三十年年度における国
債整理基金に充てるべき資金の
繰入の特例に関する法律の一部
を改正する法律

昭和二十八年年度、昭和二十九年
度及び昭和三十年年度における国
債整理基金に充てるべき資金の
繰入の特例に関する法律の一部
を改正する法律

本則中「昭和三十年四月一日から
同年五月三十一日までの間」を「昭和
三十年年度に改める」。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第二十
三号末尾に掲載〕

昭和三十年分の所得税の予定納税
及び予定申告の期限等の特例に関
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十年五月二十八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

昭和三十年分の所得税の予定納税
及び予定申告の期限等の特例に関
する法律案

昭和三十年分の所得税の予定納税
税及び予定申告の期限等の特例
に関する法律

昭和三十年分の所得税について
は、所得税法(昭和二十二年法律第
二十七号)の規定中次の表の上欄に
掲げる条項の中欄に掲げる字句は、
同表の下欄に掲げる字句に、それぞ
れ読み替えて同法の規定を適用す
る。

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第二十一条第一項	七月一日から同月三 十一日まで	七月十六日から八 月十五日まで
第二十一条の三ただし書	七月三十一日	八月十五日
第二十一条の四第一項	六月十五日	七月十日
第二十一条の五第一項	同月三十日	七月二十五日
第二十一条の五第二項	六月十五日	七月十日
第二十一条の五第三項	七月一日	七月十六日
第二十一条の五第四項	七月十五日	七月三十一日
第二十一条の五第五項	六月三十日	七月十六日
第二十一条の五第六項	七月一日	七月十六日
第二十一条の五第七項	七月十五日	七月十六日
第二十一条の五第八項	七月三十一日	八月十五日
第二十一条の五第九項	同月三十一日	八月十五日

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔青木一男君登壇、拍手〕

〇青木一男君 たいま議題となりま
した二法律案について、大蔵委員会に
おける審議の経過並びに結果を御報告
申し上げます。

まず、昭和二十八年年度、昭和二十九
年度及び昭和三十年年度における国債整
理基金に充てるべき資金の繰入の特例
に関する法律の一部を改正する法律案
について申し上げます。

昭和二十八年年度及び昭和二十九年
度におきましては、国債の償還等に充て
るための資金の繰り入れの特例とし
て、国債の元金償還に充てるため一般
会計から繰り入れるべき金額は、財政

法第六条の規定による前々年度の繰入
歳出の決算上の剰余金の二分の一相当
額にとどめ、国債整理基金特別会計法
第二条第二項の規定による前年度首国
債償還額の二万六千六百六十六の三分の一相
当額の繰り入れは、これを要しないも
のとする。日本国有鉄道及び
日本電信電話公社が日本国有鉄道法
施行法第九條または日本電信電話公社法
施行法第八條の規定により、政府に対
し負う債務の償還元利金は、国債整理
基金特別会計に受け入れ、当該金額に
ついて一般会計からの繰り入れがあつ
たものとみなす特別の措置が講ぜられ
たのでありますが、昭和三十年年度にお

きましても、さきに施行されました国
債整理基金への繰入及び補助金等に関
する特例の期限を変更するための法律
第一条の規定により、とりあえず四、
五月分の暫定予算の期間中、同様の特
例の措置が講ぜられたのであります。
本案は、国家財政の状況にかんがみ、
かつ経理の簡素化をはかるために、昭
和三十年年度を通じて同様の特別の措置
を講ずることとするため、所要の改正
を行おうとするものであります。

本案の審議に当りまして、政府当局
に対し、国債償還に関する構想、公債
発行についての考え方などについて熱
心に質疑が行われましたが、その詳細
は速記録によつて御承知を願いたいと
存じます。

質疑を終了し、討論に入り、木村委
員より、「公債発行については、財政
法の精神をまげないよう、今後十分注
意されたい」との希望を付して賛成の
意見が述べられ、採決の結果、全会一
致をもつて原案通り可決すべきものと
決定いたしました。

次に、昭和三十年分の所得税の予定
納税及び予定申告の期限等の特例に関
する法律案について申し上げます。

本案は、本国会に別途提出されてお
ります所得税法の一部を改正する法律
案において、本年分の所得税の予定納
税につきましては、改正後の所得税法
によることとし、その改正は本年七月
一日からの実施が予定されております

のに伴いまして、現行法に規定されて
おります予定納税額の通知を本年六月
十五日までに行うことは、時期的にか
なり無理ではないかと思われましますの
で、今回その予定納税額の通知の期
限、その他六月及び七月に行われる各
種の期限及び予定申告の期限を変更し
まして、税制改正後の所得税額により
予定納税等を行うことができることの
措置を講じようとするものでありま
す。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(河井彌八郎) 別に御発言もな
ければ、これより両案の採決をいたし
ます。両案全部を問題に供します。両
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて両案は、全会一致をもつ
て可決せられました。

議事の都合により、この際、暫時休
憩いたします。

午前十四時四十二分休憩
午後六時三十分開議
〇議長(河井彌八郎) 休憩前に引き続
き、これより会議を開きます。
参事に報告させます。

〔参事明説〕

本日衆議院から左の議案を提出した。
よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

本日委員長から左の報告書を提出した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便年金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。逓信委員長滝井三郎君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年五月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

〔一は衆議院修正〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号を次のように改める。

一 終身保険にあつては、昭和十九年に厚生省が発表した第九回生命表(以下この号において「生命表」という。)の男子死亡率にその百分の三十(保険料払込

期間を十年とするものについて、その百分の二十)を加へ、これに百分の二を加えて作成した死亡生残表、養老保険にあつては、生命表の男子死亡率により作成した死亡生残表(保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加へ、これに百分の二を加えて作成した死亡生残表)を

第十八条第二号中「年三分五厘」を「年四分」に改める。

第三十一条第一項中「加害行為に因つて身体に生じた傷害」を「加害行為に、二箇月以内」を「三箇月以内」に改め、「保険金支払の際」を削る。

第三十一条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。

一 疾病を直接の原因とする事故によつて死亡したとき。

二 精神障害中に又は酒に酔つてゐる間に招いた事故によつて死亡したとき。

三 重大な過失によつて死亡したとき。

四 年齢十年に満たないで死亡したとき。

第三十二条及び第四十四条中「若しくは日本賠償」を削る。

第五十三条第二項第二号中「保険金の削減」を「保険金の削減率の引上」に改め、同項第三号中「剰余金の分配」を「剰余金の分配率の引下」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

2 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険料の計算の基礎及び保険金の償還支払については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

郵便年金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年五月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 簡易生命保険郵便年金審査会の審査(第四十条・第四十一条)」を「第三章 簡易生命保険郵便年金審査会の審査(第四十条・第四十一条) 年金受取人等の福祉施設(第四十二条)」に改める。

第十四条第一項中「十二万円」を「二十四万円」に改める。

第三十四条ただし書中「一万二千円」を「二万四千円」に、「五万円」を「十五万円」に改める。

第三十八条第二項中「剰余金の分配」を「剰余金の分配率の引下」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 年金受取人等の福祉施設

(年金受取人等の福祉施設)

第四十二条 郵政大臣は、年金受取人及び年金継続受取人の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

2 前項の施設に要する費用は、国の負担とする。ただし、その利用に要する費用で省令で定めるものは、年金受取人又は年金継続受取人の負担とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二十号中「保健施設」の下に「並びに郵便年金の年金受取人及び年金継続受取人に対して必要な福祉施設」を加へ、「この目的を、これらの目的」に改める。

第十條第二十号中「保健施設」の下に「並びに年金受取人及び年金継続受取人に対する福祉施設」を加える。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

この法律案は、国民金融公庫または中

者の利便をはかるため、現在住宅金融公庫の貸付金の償還金について認められていたと同様、特殊郵便振替貯金の取扱いは認めて、一般の料金よりも低廉な料金による取扱いをいたそうとするものであります。

逓信委員会における質疑のおもなるものを申し上げますと、まず、簡易生命保険法の一部改正につきましては、「最近国民の死亡率が著しく低下した以上、保険事業は予定より相当多くの剰余金を生ずるはすであるが、この剰余金はいかに処分するか」との質問に対し、「剰余金は契約者に還元する建前から、利益配当として還付金をふやす方向に持っていくとともに、さらに別に将来は保険引き下げに資した」との答弁があり、また「この剰余金でサービス方面、たとえば保健所、診療所等、国民の福祉、厚生施設に力を注ぐべきではないか」との質問に対し、ましては、政府は、「被保険者の福利厚生は、保険事業の本質上からも必要と考えるので、むしろ事業費として今後ますます力を注ぎたい」との答弁がありました。また「簡易保険資金運用利回りの予定利率の引き上げは、昨今の金利引き下げの機運のあるとき、かえってこれを引き上げることに当局は自信があるのか」という問に対し、ましては、「眼前よりの実績及び今後の見通しとして、少くとも四分を下回ることは想像できないものと思う」との答弁がありました。

次に、郵便貯金法の一部改正につきましては、「最近郵便貯金の増加速度がにぶっているように聞か、郵政当局の今後の見通しはいかに」との質問に対し、本年三月及び四月における不成績は一時的のものである、今後大いに努力して、今年の目標を達成したい」との答弁がありました。また貯金特別会計の赤字について郵政当局はその原因を再検討し、これが解消に努力するよう要望がありました。その他質疑の詳細につきましては、速記録によつて御了承を願いたいと存じます。かくて質疑を終り、右四法律案を二括して議題に供し、討論に入りましたところ、左議委員より、「現行の簡易生命保険金の最高制限額は、最近のわが国経済の実情にかんがみ、国民生活の安定、福祉の増進をはかる上に不十分である。よつて政府は、すみやかにこの制限額を引き上げるよう措置すべきである」との付帯決議を付して、衆議院送付案に賛成する旨の発言があり、永岡委員より、これに賛成の発言がありました。かくて討論を終え、採決の結果、全会一致をもつて左議委員決議の付帯決議を付し、可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて四案は、全会一致をもつて可決せられました。
○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議なしと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。
〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十年五月三十一日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十項中「昭和三十年五月三十一日」を「昭和三十年六月三十日」に改め、「負担金」の下に「並びに昭和三十年四月一日から同年六月三十一日までの期間における事務又は事業に対する補助金及び負担金」を加える。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第三十六条中「同年五月三十一日」を「同年六月三十日」に改める。
〔青木一男君登壇、拍手〕
○青木一男君 ただいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本案は、衆議院補助金等の整理等に関する特別委員長伊賀山君の提出にかかわるものでありまして、補助金等に関する昭和二十九年度及び昭和三十年四月、五月分の暫定予算の期間中の特別措置を、昭和三十年六月分の暫定予算の期間中においても引き続き講ずるため、補助金等の臨時特例等に関する法律の有効期限を、とりあえず本年六月三十日まで延長しようとするものであります。
本案の審議に当り、提案者及び政府当局に対し熱心な質疑が行われたのであります。そのおもなるものについて申し上げますと、「この法案は、本予算の修正を含みとしたものであるかどうか」という質疑に対し、「六月分

暫定予算と見合わせるためのものであつて、本予算の内容を削減したり、または増額したりすることは考慮しておらぬ」という答弁がありました。また「望ましい形としては、政府案を撤回して、新たに法案を提出するか、または政府が政府案を修正すべきものと考え、特に委員会提案となつたのはなぜか」という質疑に対し、「そのような手続をとり得なかつたのは、時間的に余裕がなかつたためである」という答弁がありました。その他詳細につきましては、速記録によつて御了承を願います。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、木内委員より「六月分の暫定予算はすでに衆議院を通過しており、衆議院がこの提案をされたことは当然であり、また適當であると考えるので、本案に賛成する。ただ政府が六月分の暫定予算提出の際、この提案をなすべきであるのに、これをなさなかつたことは遺憾である。この点政府当局に警告する」との意見が述べられ、中川委員より、「六月分暫定予算はすでに衆議院を通過しており、やむを得ない措置と考えるので本案に賛成する」との意見が述べられ、菊川委員より、「この際、本案は廃案とし、さらに補助金等につき個々に検討整理を加えた上、あらためて提案すべきである」との意見が述べられ、本案に反対である」との意見が述べられ、最後に、小林委員より「本案

昭和三十年五月三十一日 参議院會議第十八号 議事日程追加の件 昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)外二件

に賛成するものであるが、予算とらへは法の案の措置については、政府は将来十分慎重を期せられたく、なお期限の定めある法律案の本院への送付方については、特段の配慮を払われることを特に衆議院に要望する」との意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)

昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第一号)

昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)

以上、三案を一括して議題とするにとり御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。予算委員長館野二君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年五月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第一号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年五月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年五月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

〔館野二君登壇、拍手〕

○館野二君 ただいま議題となりました昭和三十年度一般会計暫定予算補正

〔第一号、昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第一号)及び昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)〕の予算委員会における経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら暫定予算補正三案は、五月中に本予算の成立が困難な情勢にありまして、去る五月十七日、政府から国会に提出されたものであります。

まず暫定予算補正三案の内容を御説明申し上げます。今回の暫定予算は、その編成方法が四、五月の暫定予算の編成の際と異なっております。すなわち四、五月分の暫定予算の際は、いまだ本予算の編成ができていなかったため、前年度の予算額を基礎とし、政策的な経費を除外して編成されたのであります。が、今回の暫定予算においては、本予算がすでに国会に提出されておりますので、本予算を基礎として編成され、従つてその限りにおいては、政策的経費も計上されておるのであります。ただ新規経費につきましては、法律の制定ないし改正を要するものは除外されており、その他のものにつきましても、時期的な関係その他の理由により、特に六月中に支出負担を必要とする額だけを計上するという方針がとられております。

次に、歳出の概要について申し上げますが、第一に、人件費、事務費その他の経常的経費につきましては、提出されております本予算の一月分及び

六月に支給する職員特別手当〇・七五ヵ月分を合せて二百二十四億四計上されております。

第二に、補助費につきましては、四、五月の暫定予算には、原則として計上せず義務的なものであつて特に四、五月に必要とするものに限り計上されておりましたが、今回は本予算がすでに提出されておりますので、四、五月分と合せて本予算計上額の四分の一となるように補助金を全般的に計上してあります。

第三に、公共事業費及び食糧増産対策費につきましては、四、五月分の暫定予算と合せて本予算計上額の三分の一程度、また北海道その他の積雪寒冷地の事業費及び災害復旧事業費につきましても、四、五月分の暫定予算と合せて本予算計上額の二分の一程度となることを目途として、合計三百六十六億四計上されております。住宅施設費、文教施設費、官庁官舎費などの施設費につきましても、公共事業関係費に準じ計上されておりますが、そのうち住宅施設費は、従来からある公営住宅の分が三十八億四計上されたものであります。

第四に、失業対策費につきましては、本予算の一月分として二十六億四計上されております。

第五に、地方財政につきましては、前に述べました公共事業関係費及び一般の補助費のほか、地方交付税交付金

として普通交付金の四分の一を六月に交付する分として三百十九億四計上されております。

以上の結果、一般会計の六月分暫定予算の歳出総額は千二百八十九億四となつております。これに対する歳入は、租税及び印紙収入が六百十七億四、官業益金及び官業収入が十六億四、政府資産整理収入が十億四、雑収入が十六億四、合計六百六十九億四であります。差引六百二十九億四の歳出超過となりますが、これは国庫余裕金及び大蔵省証券をもつてまかなうことになつております。

次に、特別会計及び政府関係機関の六月分暫定予算について申し上げます。特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計に準じてそれぞれ所要額を計上してありますが、企業会計などにつきましても、事業計画の円滑なる遂行を阻害することのないよう、過去の実績なども考慮して、必ずしも機械的な一月分とはなつていないものもあります。

次に、財政投融资について申し上げます。一般会計の出資及び投資は、法律の改正ないし制定を必要とする、いわゆる新規な政策的経費であるため、今回の暫定予算には計上してありませんが、所要の資金は資金運用部資金などをもちつてこれをまかなうことになつております。そのうち政府関係機関または特別会計に関するものは、農林漁業

金融公庫十億円、国民金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫へそれぞれ五億円ずつ、国有鉄道三十億円、特定道路特別会計二億二千万円、開拓者資金金融通特別会計二億六千万円であり、電源開発会社、それから金融債、地方債などについても、原資の状況を勘案して、年間計画の一部として必要に応じて所要資金を配分することになっております。

以上が今回の暫定予算補正三案の内容であります。

さて、本案の審査に当りましては、五月十九日、一萬田大蔵大臣より提案理由の説明を聴取し、二十六日、衆議院よりの送付を待つて、翌二十七日から、鳩山内閣総理大臣以下閣僚各大臣の出席を求め、本審査を行なったのであります。以下質疑応答のおもなるものについて申し上げます。

「政府は、さきに四、五月暫定予算審議の際、本予算は四月十五日までに提出できる見込みであるから六月暫定予算は出さぬと表明したが、本予算の提出がおくれ、六月暫定に追い込まれた。このように本予算の成立がおくれたことによる経済界への悪影響並びにこれに対する政府の措置いかん」といふ質疑がありました。政府は、「今日までのところではあまり心配すべき影響は出ていないが、今後が問題であるから、六月暫定予算には公共事業などに多少手心を加えたのである」と答

弁されました。次いで、「衆議院における本予算審議の状況より推して、政府は七月暫定予算を組む意思があるかどうか」との質疑に對しましては、政府としては、「あくまで六月中に本予算の成立を期し努力を払つており、七月暫定予算は出さない方針である」といふ答弁でありました。さらに「政府が本予算の成立をはかるといつても、自由党の協力を得なければならぬから、政府は本予算の修正に際するの、あるいは他日補正予算を提出することを約束するのではないか、六月暫定予算が成立した後に本予算が修正されることとなるのだろうか」といふ質疑がありました。これに對し鳩山総理大臣より、「政府としては予算の根本方針を大きくくずすような修正、たとえば一兆円のワケをくずすとか、公債を発行するといふときは賛成できない、また補正予算を提出することをお約束することにも反対である」と答弁されました。また、「三十年代に公債を発行することはないとしても、将来公債発行をするといふことについてはどう思ふか」といふのに對しまして、大蔵大臣より、「公債発行そのものが一がいに悪いといふのではないが、公債発行をなし得る条件が整わなければならぬ、今日は財政的から金融的からも適當ではない」との答弁がありました。

なお「本暫定予算に計上されておる公務員の夏季手当〇・七五は、民間会社の例と比較すれば低きに過ぎるが、これを増額するとか、せめて繰り上げ支給を行うといふような意図はないか」との質疑に對しまして、政府からは、「〇・七五カ月分はもとより十分とは思ふが、物価が横ばい状況にあること、減税の行われることなどを考えれば、繰り上げ支給といふことは考慮してない」との答弁がありました。最後に、暫定予算の性格に關しまして、「六月暫定予算は四、五月分の暫定予算と異なり、政策的なものも含んでおることとなつておるが、もし暫定予算に政策的なものを計上してよいとなると、そのために論議にひまがかかつて、予定期日までに可決されないような事態が生ずると思ふ。かかる暫定予算不成立の場合に政府はどのような措置を考えておるか」との質疑に對しまして、「六月暫定予算の場合は、四、五月分の場合と異なり、年度予算がすでに提出されておるので、それを基礎に編成したが、季節的關係などにかんがみ、ぜひとも六月中に支出する必要あるものを最小限度繰り込んだに過ぎないから、政府としては五月中に成立することを期待しておる」との答弁がありました。なお、質疑は非常に多岐にわたつたのでありますが、これは省略させていただきます。

かくて質疑を終了しまして、討論に入りましたところ、まず、日本社会党第四控室を代表して高田委員から、この暫定予算は本来事務的経費のみを計上すべきであるのに、再軍備強化のための予算であること、社会保障費が十分であることなどの理由をもつて反対。それから自由党を代表して池田委員から、今回の暫定予算は四、五月暫定の際付した希望条件に全面的に沿つたものでもなく、わが党としては賛成したい点の多い三十年代予算を基礎として、また地方財政対策が不十分であるから賛成したいが、時間的余裕がない、などの理由をあげて賛成。日本社会党第二控室を代表して松澤委員から、この予算には事務的経費の計上のみにとどむべきにかかわらず、政策的経費を盛り過ぎている、財政自主権を喪失した予算であり、また社会保障費、教育、農林事業費、公務員給与特別手当などの諸経費、いずれも不十分である、などの理由をあげて反対。懇談会を代表して豊田委員から、この暫定予算は経済六カ年計画、輸出振興対策、中小企業対策などに不十分点があるが、暫定予算の期日が迫つていのでやむを得ない、などの理由をあげて賛成。無所属クラブの木村委員から、今回の暫定予算に政策的経費が繰り込まれてゐるのは暫定予算の本質に反すること、本予算の修正が必至であること、及び不生産的経費の多い予算であること、などの理由をあげ

て反対。最後に民主党を代表して石坂委員から、この暫定予算がなければ、国政運営に支障を来たすこと、補助金などの計上が適切であること、及び地方財政対策がよろしきを得ていること、などの理由をあげて賛成の旨、それぞれ述べられました。

討論を終局しまして、採決の結果、本委員会に付託せられました暫定予算補正三案は、いずれも多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後七時四分散会

○本日の会議に付した案件
一、日程第一 昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第二 昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の制限等の特例に関する法律案

昭和三十年五月三十一日 参議院會議録第十八号

- 一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案
一、郵便年金法の一部を改正する法律案
一、郵便貯金法の一部を改正する法律案
一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
一、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
一、昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)
一、昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第一号)
一、昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

議員
上林 忠次君 片柳 風吉君
加賀山之雄君 梶原 茂雄君
柏木 康治君 奥 むねお君
飯島連次郎君 井野 碩哉君
石黒 忠篤君 山川 良二君
赤木 正雄君 森田 義衛君
森 八三三君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
三木與吉郎君 前田 久吉君
廣瀬 久忠君 早川 慎一君
野田 俊作君 野本 品吉君
中山 福藏君 豊田 雅孝君
常岡 一郎君 土田国太郎君

田村 文吉君	館 哲二君	岡田 信次君	小瀧 彬君	中川 幸平君	菊田 七平君
竹下 豐次君	高橋 道男君	小野 義夫君	古池 恒三君	井村 徳二君	木島 虎藏君
新谷實三郎君	佐藤 尚武君	三輪 貞治君	平井 太郎君	白川 一雄君	松浦 清一君
小林 武治君	小林 政夫君	川村 松助君	堀 末治君	鈴木 強平君	武藤 常介君
後藤 文夫君	岸 良一君	白波瀧米吉君	西川甚五郎君	須藤 五郎君	加藤シツエ君
北 勝太郎君	関根 久藏君	秋山俊一郎君	湯山 勇君	堀木 謙三君	三浦 義男君
石川 榮一君	滝井治三郎君	大和 与一君	松野 鶴平君	小柳 牧衛君	鈴木 一君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君	中川 以良君	吉野 信次君	千田 正君	松澤 象人君
高野 一夫君	西川弥平治君	泉山 三六君	黒川 武雄君	吉米地義三君	三好 英之君
石井 桂君	白井 勇君	井上 知治君	池田幸右衛門君	長谷部ひろ君	木村晴八郎君
川口爲之助君	吉田 萬次君	木下 源吾君	内村 清次君	相馬 助治君	村尾 重雄君
酒井 利雄君	佐藤清一郎君	秋山 長雄君	海野 三朗君	棚橋 小虎君	石坂 豊一君
高橋 衛君	谷口弥三郎君	片岡 文重君	河合 義一君	一松 定吉君	松原 一彦君
安井 謙君	長谷山行毅君	岡 三郎君	龜田 得治君	笹森 順造君	堀 眞琴君
横川 信夫君	大矢半次郎君	永井純一郎君	近藤 信一君	内閣総理大臣	鳩山 一郎君
石村 幸作君	岡崎 眞一君	竹中 勝男君	清澤 俊英君	内閣総理大臣	花村 四郎君
木内 四郎君	石原幹市郎君	成瀬 暢治君	小林 亦治君	法務大臣	花村 四郎君
植竹 春彦君	松岡 平市君	森下 政一君	小酒井義男君	大蔵大臣	一萬田尚登君
劍木 亨弘君	大谷 肇清君	佐多 忠隆君	重盛 壽治君	文部大臣	松村 謙三君
一松 政二君	山本 米治君	江田 三郎君	小林 孝平君	農林大臣	河野 一郎君
西郷吉之助君	左藤 義彦君	久保 等君	森崎 隆君	運輸大臣	三木 武夫君
郡 祐一君	寺尾 豊君	高田なほ子君	矢嶋 三義君	郵政大臣	松田竹千代君
中山 壽彦君	小林 英三君	田中 一君	戸叶 武君	建設大臣	竹山祐太郎君
山縣 勝見君	草葉 隆圓君	吉田 法晴君	藤原 道子君	国務大臣	大蔵 唯男君
青木 一男君	大野木秀次郎君	菊川 孝夫君	山田 節男君	国務大臣	大久保寛次郎君
島津 忠彦君	山本 經勝君	松本治一郎君	中田 吉雄君	国務大臣	川島正次郎君
大谷 賛雄君	宮澤 喜一君	三橋八次郎君	千葉 信君	国務大臣	高橋達之助君
西岡 ハル君	重政 廣雄君	羽生 三七君	野澤 勝君	政府委員	
鹿島守之助君	深水 六郎君	荒木正三郎君	三木 治朗君	内閣官房長官	根本龍太郎君
加瀬 完君	加藤 武雄君	曾根 益君	野村吉三郎君	外務政務次官	園田 直君
青山 正一君	高橋進太郎君	市川 房枝君	小幡 治和君	大蔵政務次官	藤枝 泉介君
松平 勇雄君	永岡 光治君	東 隆君	有馬 英二君	郵政省貯金局長	小野 吉郎君
伊能繁次郎君	田中 啓一君	最上 英子君	深川タマエ君	郵政省電波監理局長	長谷 慎一君

中川 幸平君	菊田 七平君	井村 徳二君	木島 虎藏君	白川 一雄君	松浦 清一君	鈴木 強平君	武藤 常介君	須藤 五郎君	加藤シツエ君	堀木 謙三君	三浦 義男君	小柳 牧衛君	鈴木 一君	千田 正君	松澤 象人君	吉米地義三君	三好 英之君	長谷部ひろ君	木村晴八郎君	相馬 助治君	村尾 重雄君	棚橋 小虎君	石坂 豊一君	一松 定吉君	松原 一彦君	笹森 順造君	堀 眞琴君	内閣総理大臣	鳩山 一郎君	内閣総理大臣	花村 四郎君	法務大臣	一萬田尚登君	大蔵大臣	松村 謙三君	農林大臣	河野 一郎君	運輸大臣	三木 武夫君	郵政大臣	松田竹千代君	建設大臣	竹山祐太郎君	国務大臣	大蔵 唯男君	国務大臣	大久保寛次郎君	国務大臣	川島正次郎君	国務大臣	高橋達之助君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	------	---------	------	--------	------	--------

参議院會議録第十六号正誤
頁段行 誤 正
二七四 終 所値を 所信も
一八一 元 国による 力による
一八三 六 いおて おいて

定価 一部 十五円
(税別)

発行所 東京都新宿区市本町町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(官報局)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日